

第21期第28回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月8日（月）14：00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 2階会議室
函館市桔梗町1-25-13
- 3 出席委員 松居 俊治、村田 昇、阿部 国雄、小川 勝士、柴田 一、
竹越 勝昭、佐藤 知寿、中村 正俊、工藤 正継、上見 孝男、
瀧川 久市、村田 昇、森 祐、三上 浩、高野 勇一
- 4 事務局 事務局長 神崎 哲郎、専門主任 河合 貴代
臨席者 函館渡島いか釣漁業協議会 会長 佐藤 正美
渡島総合振興局産業振興部水産課 課長 大島 淳一
〃 漁業管理係長 新山 博史
〃 技師 高森 大地
- 5 議題
議案第1号：北海道資源管理方針の一部改正について（答申）及び特定水産資源に関する令和3年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
議案第2号：小型さけます流し網漁業の制限措置の内容について（答申）
議案第3号：制限措置の内容等について（答申）
議案第4号：まぐろはえなわ漁業の委員会指示について
- 5 協議事項 「令和3年度いか釣漁業と沿岸漁業との操業協定」の一部変更について

6 そ の 他

7 議 事

神崎局長

ただいまから、第21期第28回の渡島海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催にあたり、松居会長からご挨拶を申し上げます。

松居会長

委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとご多忙の中を、各委員さんをはじめ、渡島総合振興局水産課の皆さまにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます

さて、本日は、令和三年最初の委員会ということで、昨年の渡島管内の水揚げ状況を振り返りますと、道の漁獲速報では、数量で、十一万六千トンで、前年比百二十八%と少し回復の兆しが見えて参りましたが、金額では、二百五十七億円で、前年比九十%とコロナの影響などによる価格低迷から、平成以降過去最低となった昨年をさらに下回る見込みでございます。

一方、全道の水揚げ状況を見ますと、漁獲量は、百十万吨程度に増加する見込みですが、金額は、秋サケやサンマなどの主要魚種の水揚げが落ち込む中で、ホタテなどの魚価が新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく低迷し、二千億円程度に減少する見通しとなり、大変厳しい状況にあります。

このような状況の中、これから各地で、春漁が始まるところでございますが、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしております新型コロナウイルスの、一日も早い終息と、今年一年が無事故で、大漁となり、浜が潤うことを、ご祈念申し上げる次第でございます。

本日、ご審議いただくのは議案が4件と、協議事項が1件、予定されております。

知事から諮問のありました資源管理方針の一部改正についてなど、管内における漁業にとって重要な内容を審議していただくこととなります。

ご審議について、よろしくお願いし申し上げまして、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

神崎局長 本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。
渡島総合振興局産業振興部水産課 大島課長さまです。

大島課長 よろしくお願いします。

神崎局長 同じく漁業管理係の新山係長さまです。

新山係長 よろしくお願いします。

神崎局長 同じく高森技師さまです。

高森技師 よろしくお願いします。

神崎局長 函館渡島いか釣り漁業協議会の佐藤会長は、少し遅れるとのことですので、御報告させていただきます。

松居会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。

神崎局長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。
総委員 15 名中、15 名の委員さんが出席しております。

松居会長 総委員数 15 名中、15 名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。

次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。

竹越委員さんと村田委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日の委員会は、お手元の次第にありますとおり、議案が4件と協議事項が1件となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、さっそく議案第1号の北海道資源管理方針の一部改正について（答申）及び特定水産資源に関する令和3年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）を事務局より説明いたします。

神崎局長

座って説明させていただきます。資料は1－1から5種類です。

北海道資源管理方針の一部改正と特定水産資源くろまぐろ、すけとうだら、するめいかに関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明致します。

始めに、資料1－1 北海道資源管理方針の一部改正についてをご覧ください。前回諮問があり答申した北海道資源管理方針にくろまぐろ、すけとうだら、するめいかを追加するものです。資料1－2をご覧ください。こちらは、特定水産資源に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について。この諮問は、今回追加する魚種くろまぐろ、すけとうだら、するめいかについて、令和3管理年度のTACとその配分を定めるものでございます。根拠条項につきましては、漁業法第14条第4項、TAC配分は法第16条第2項なりまして、諮問としては別立てとなっております。資料1－4に整理しておりますので、後ほど目を通していただければと思います。

なお、資料1－1と1－2、1－3にまたがりますが、魚種毎にまとめて説明させていただきます。

まず、資料1－1の2ページ目、別紙について説明します。別紙、道方針の一部改正について、新旧表となっており、前回の改正で追加された別紙

1－1から1－3までに、新たに、別紙1－4くろまぐろ（小型魚）から別紙1－10するめいかを追加いたします。続いて魚種ごとの説明に移ります。まず、くろまぐろについて3ページをご覧ください。別紙1－4くろまぐろ（小型魚）についてご説明させていただきます。第1 特定水産資源の名称は「くろまぐろ（小型魚）」。第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、管理区分として、「1 北海道くろまぐろ（小型魚）渡島定置網漁業」、以下同様に、3ページの下段の「2 檜山定置網漁業」から、6ページの11番留萌までの各定置網漁業について記載されておりまして、7ページに「12 北海道くろまぐろ（小型魚）渡島漁船漁業」とありまして、以下同様に、7ページ下段から13 檜山から19 留萌までの漁船漁業の19の管理区分をもうけることとされております。

3ページに戻りまして、1 北海道くろまぐろ（小型魚）渡島定置漁業（1）当該知事管理区分を構成する事項は、①水域 中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。とし、国の方針と同様とされております。②対象とする漁業は、渡島振興局管内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う定置網漁業、知事が免許する漁業で漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業、小型定置網による漁業及び底建網並びに北海道漁業調整規則第54条第1項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。としており、旧道計画の採捕の種別、海域別と同様としています。

（2）漁獲量の管理の手法等は、数量を明示した総量の管理とし、漁獲量の報告期限は、①の場合、陸揚げした日からその翌月の10日まで、②の場合、知事が法第31条の規定に基づき公表した日以降について陸揚げした日から3日以内となります。弧内及び陸揚げした日から3日以内は、国のくろまぐろの資源管理方針に則したと記載としてなっております。

なお、法第31条の公表は管理区分につきましては、漁獲量がT A C配分量を超える恐れがあると認められるときに、漁獲量を公表するものとなっております。

ります。

超える恐れのある基準として、漁獲量が配分量の70%になったときを基準にして判断することとされております。この内容については、他の2の檜山から11の留萌まで、及び12から19までの漁船漁業についても、同じ内容となっていますので、説明を割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準について。(1)から(3)の考え方は、第6管理期間と同様です。(1)のとおり、当初の配分の11.3トン、全量を道の留保。(2)のとおり、配分された漁獲可能量が管理期間中に11.3トンを超えた場合は、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、おおむね3%を本道の留保とし、管理区分毎の融通要望の比率に基づき、それぞれの知事管理区分に配分。(3)のとおり、道内における管理区分間の漁獲可能量の融通、道の留保の利用。(2)で配分した後に発生する、他府県等との漁獲可能量の融通及び国からの追加配分等にあつては、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分することとしています。

これについては、クロマグロTAC数量管理委員会での協議が整ったもので、別冊の参考資料1-1から1-3として、資料を添付しておりますので、後ほど確認いただければと思います。

第4 その他資源管理に関する重要事項。これについては、次の大型魚と同じ内容ですので、そちらで一緒にご説明します。

続いて、11ページ別紙1-5くろまぐろ(大型魚)についてご説明させていただきます。第1 特定水産資源の名称は「くろまぐろ(大型魚)」。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等については、括弧内の小型魚の記載が大型魚にかわり、それ以外は小型魚と同じ内容となっており、19の管理区分をもうけることとされております。

18ページをご覧ください。第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準について。(1)から(3)の考え方は、第6管理期間と同様です。(1)

のとおり、当初は、平成26年度から平成29年度の漁獲実績と、平成22年度から平成24年度の小型魚の漁獲実績とを合わせて勘案し、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、それぞれの知事管理区分に配分。(2)のとおりに、他都府県等との漁獲可能量の融通及び国からの追加配分にあつては、本道に配分された漁獲可能量をもとに、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、当初の漁獲可能量のおおむね5%を留保した上で、平成26年度から平成29年度の漁獲実績と平成22年度から平成24年度の小型魚の漁獲実績とを合わせて勘案して、それぞれの知事管理区分に配分、(3)のとおりに、その上で、他都府県等とのさらなる漁獲可能量の融通、道の留保の利用、道内における知事管理区分間の漁獲可能量の融通について、クロマグロTAC数量管理委員会における協議を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分することとしています。

次に、第4 その他資源管理に関する重要事項。これについては、先程申しました小型魚と共通となっており、(1)遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理についての①から③は、旧道計画にもあつた、道から漁業者が漁獲抑制の取組等を助言、指導した場合、遊漁者や遊漁船業者にも同様に助言指導や、協力を要請するというものです。

なお、これまでは、釣り・はえ縄漁業への採捕停止命令が出された場合、遊漁者などすべての採捕者が対象となりましたが、今後は、漁業者のみを対象とされています。その理由としては、国が、令和3年度から有効な遊漁対策を進めることとしており、今後は国が主体となった取り扱いとなる予定となっているためです。これにかかる、**現在の情報**を提供いたします。口頭になるのですが、2月4日開催の「第18回都道府県担当者会議」で、説明があつたとのこと。なお、広域漁業調整委員会での審議前であることから、口頭説明に止めるとのこと。今後の予定として、くろまぐろの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示を発出、その内容は、・小型魚の採捕禁止し、

リリースの対象とする・大型魚の採捕実績の報告の義務づけ、数量管理へ移行・委員会指示に基づく承認を受けない者が販売するくろまぐろを取り扱わないように市場関係者に要請・これらによる運用と周知を図る。・本格的な資源管理制度に移行。ということで、3月10日開催の「第19回都道府県担当者会議」の議題に「太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示について」があり、説明がなされる予定となっています。さらに、3月16日に第34回太平洋広域漁業調整委員会。3月18日に第37回日本海・九州広域漁業調整委員会において審議される予定とのことです。

次に、資料1-2、2ページをご覧ください。令和3管理年度知事管理漁獲可能量について。小型魚の知事管理漁獲可能量につきましては、さきほど説明しましたとおり、北海道に配分された漁獲可能量が11.3トンとなっておりますので、全量を留保枠とされております。3ページをご覧ください。大型魚に移ります。クロマグロTAC数量管理委員会での協議が整ったものとなっており、渡島定置網漁業に133.5トン、渡島漁船漁業に118.6トンとなっております。5ページ、別紙2をご覧ください。第7管理期間（令和3管理年度）のくろまぐろ（小型魚・大型魚）の知事管理区分への配分について。第6管理期間までは、2の（2）の①から③・他府県等との漁獲可能量の融通による配分・道の留保からの配分・道の管理区分間の漁獲可能量の融通による配分について、関係海区漁業調整委員会には事後報告による対応としており、それ以外の北海道全体の漁獲可能量が増となる場合の配分については、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、変更しておりました。これについて、1の背景（1）及び（2）に記載されている状況及び迅速な配分量の変更が必要となっている状況に鑑み、2の今後の取り扱いの（1）により、知事の裁量の余地のない機械的な変更であるものについては、関係海区漁業調整委員会への事後報告で対応できることとするものです。なお、2の（2）については、第6管理期間まで事後報告としてきた①から③に④。①から③以外の国からの追加による配分を新たに加えて対応するも

のです。3の数量変更に関する手続きについては、従前通りとするための記載です。くろまぐろについてはこれで終わります。

続いて、すけとうだらについて説明いたします。資料1-1の19ページをご覧ください。別紙1-6すけとうだら太平洋系群をご覧ください。第1 特定水産資源の名称はすけとうだら太平洋系群。第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、一つ目の管理区分、「1 北海道すけとうだら道南太平洋漁業」の(1)当該知事管理区分を構成する事項として「水域」、「対象とする漁業」、「漁獲可能期間」の三つで構成されることとなっており、②対象とする漁業に記載されているとおり、知事許可漁業を対象とする管理区分となっております。(2)漁獲量の管理の手法等は、数量を明示した総量の管理とし、漁獲量の報告期限は、①の場合、陸揚げした日からその翌月の10日まで。②の場合、知事が法第31条の規定に基づき公表した日以降について陸揚げした日から3日以内。これはさきほどのくろまぐろの説明と同じとなっております。二つ目の管理区分、「2 北海道すけとうだら道南太平洋その他漁業」は、(1)②に記載されているとおり、定置網漁業等の知事許可漁業以外の漁業を対象としている管理区分となっております。20ページの(2)に記載されておりますとおり、数量を明記しない管理となっており、従前までの「若干」から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理とし、引き続き報告の対象として採捕状況を把握する趣旨です。①、②については、先ほど説明しました内容と同じものとなっております。三つ目及び四つ目の管理区分は、水域を道東太平洋としている以外は、道南太平洋と同じ記載となっております。

続きまして21ページをご覧ください。第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、1の当初の配分は、これまで同様、直近3カ年の漁獲実績を基礎とし海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で配分する。2では資源評価対象海域外からの大量来遊ルールを取扱いを規定しており、道南太平洋のみの取扱いとなっております。(1)大量来遊ルールに基づき、1万トンが追加され

た場合、この全量を「北海道すけとうだら道南太平洋漁業」に配分。(2)翌管理年度の漁獲可能量から仮に差し引きが行われることとなった時は、その全量を同じく「北海道すけとうだら道南太平洋漁業」の漁獲可能量から差し引き。(3) 翌管理年度の漁獲可能量に追加が行われることとなった時は、1の規定に基づき配分。なお、国の基本方針によりこの規定はTAC数量の固定期間中は適用されないとのことです。3 大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う譲受については、予め関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分することを記載しております。なお、こちらは太平洋系群及び日本海北部系群での扱いとなります。また、「その他漁業」の現行水準の管理区分については、国からの指導として全国的に定量的指標を定めることとされたことから、第4「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」に漁獲努力量による管理の指標として、隻数を基準とし、対象海域の20t未満登録漁船隻数を10隻未満の端数を切り上げて記載しているとのことです。

続いて、23ページ 別紙1-7すけとうだら日本海北部系群について、ご説明させていただきます。第2 知事管理区分については、知事許可漁業を対象とする「1 北海道すけとうだら日本海漁業」とそれ以外の「2 北海道すけとうだら日本海その他漁業」、二つの管理区分を設けることとしております。管理の手法としては「1 北海道すけとうだら日本海漁業」は数量を明示した総量の管理、「2 北海道すけとうだら日本海その他漁業」は数量を明示しない管理ですが、今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理となります。24ページ 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、こちらは、漁獲可能量の未利用分の繰越に伴う漁獲可能量の追加があった場合、この全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分します。続いて、25ページ 別紙1-8すけとうだらオホーツク南部について。第2 知事管理区分については、「北海道すけとうだらオホーツク海漁業」の一つの管理区分として、管理の

手法としては、数量を明記しない管理ですが、今までの若干から表記が変わり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理となります。続いて、26ページ 別紙の別紙1－9すけとうだら根室海峡について。

第2 知事管理区分については、「北海道すけとうだら根室海峡漁業」の一つの管理区分とし管理の手法としては、数量を明示した総量の管理となります。ここまで、いずれもその他の内容は、最初に説明した、太平洋系群と同様でございます。

資料1－2をご覧ください。令和3管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。2ページ 別紙1でございますが、知事が公表される案をのせてございます。詳細について、資料1－3で説明させていただきます。

1ページ 「令和3年のTACについて」をご覧ください。これは、1月26日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、令和3管理年度における漁獲可能量TACの当初配分に基づき北海道に定められた数量の概要などを示したものです。新たな資源管理に基づく、最大持続生産量MSYを達成する資源水準の値への回復を管理の目標として、加入量の過程を理論値で推定する手法で評価を行っており、MSYの達成に向けて、親魚量を適切な水準で維持する漁獲シナリオで算定されたABCを、基本的にTACとして設定されています。はじめに、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は22.8万トン、2019年の平均親魚量は30.2万トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和3管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された、17万トンが、令和3年のTACとして設定されております。なお、検討会の議論において、最も支持された当初3年間17万トンでTACを固定、4年目以降はベースケースの $\beta 0.9$ で管理する漁獲シナリオとされました。

大臣管理漁業と知事管理漁業の配分は、大臣管理漁業底引き網漁業への配

分が99,700トン、知事管理量は前年より9,100トン多い
69,100トンの設定となっています。

次に、日本海北部系群のMSYを達成する親魚量は38万トン、限界管理基準値は17.1万トン、2019年の平均親魚量は5.6万トンで限界管理基準値を下回る資源状態となっております。そのため、資源再建計画を策定する対象となっております。令和3管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された、7,900トンが、令和3年のTACとして設定されております。また、新たに前年のTAC未利用分について、5%を上限にTACを繰り越すことができます。

大臣管理漁業と知事管理漁業の配分は、大臣管理漁業への配分が
4,300トン、北海道の知事管理量は、前年より500トン多い
3,500トンの設定となっています。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源については、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。令和3管理年度のTAC配分について、「オホーツク海南部」は、5.6万トン、北海道の知事管理量は、これまで同様「若干」ですが、表記が見直され「現行水準」となっています。また、「根室海峡」については、これまで同様2万トンの設定となっています。

次に、2ページご覧願います。道における配分の考え方を記載した資料です。①として、海域を「日本海海域」、「オホーツク海海域」、「道南太平洋海域」、「道東太平洋海域」及び「根室海峡海域」に区分して管理することとされています。②として、「日本海海域」、「太平洋海域」、「根室海峡海域」は、国から示された数量が配分されます。③として、「オホーツク海海域」及び「根室海峡海域」を除いた、知事管理漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」、「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網

漁業等の「その他漁業」については、「現行水準」とされています。④として、日本海海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」の配分については、「平成29年から令和元年までの直近3ヵ年の平均採捕数量の比率」と「前年のTAC配分比率」を1：1で案分した比率により配分することとされています。

⑤として太平洋海域における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び、道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「平成29年から令和元年までの直近3ヵ年の平均採捕数量の比率」と「前年のTACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分することとされています。また、道南太平洋海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」により配分することとされており、この具体的な内容は、平成20年から26年までのTAC配分量となった63,400トンについて、すけとうだら漁業とその他漁業の配分量となった「すけとうだら漁業46,000トン」、「その他漁業17,400トン」を基本として、その後のTAC配分の増減量について、すけとうだら漁業を72.5パーセント、その他漁業を27.5パーセントで配分するというものです。漁業別の配分量につきましては、下段に記載されており、左から順番に説明しますと、日本海海域、国から3,500トンをすけとうだら漁業に2,910トン、その他を現行水準。オホーツク海海域、現行水準。太平洋海域、国から69,100トンを道南太平洋に、63,900トン。そのうち、46,400トンをすけとうだら漁業に。その他漁業を現行水準とされ、道東太平洋に5,200トン、そのうち、すけとうだら漁業2,300トン。その他を現行水準。なお、太平洋海域においては、TACの安定を図るため今後3年間TACが固定されたことから、道内における配分も、趣旨に則り3年間固定とされ、※1のとおり、各配分量は、令和3年から5年固定と記

載されています。最後に、根室海峡海域については、現行水準とされています。

続いて、するめいかの説明に移ります。資料1－1の27ページをご覧ください。諮問文別紙の別紙1－10するめいかについてご説明させていただきます。第2 知事管理区分については、「1 北海道するめいか漁業」の一つだけが設けられ、するめいかについては、北海道知事管理量の対象となる漁業としては、5トン未満のいかつり漁業、定置漁業等の待ち網漁業等となります。

管理の手法としては、数量を明記しない管理として、現行の水準以上に漁獲量を増加させない「現行水準」の管理となります。その他の内容はすけとうだらと同様です。それでは、再度、資料1－3「令和3年のTACについて」をご覧ください。「するめいか」については、一番下の欄に記載されております。単年魚である特性や分布域等が変動している状況を踏まえ、今後、資源評価手法の改良を進め令和3年の資源評価結果を踏まえて、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることとされました。

そのため、令和3管理年度のTAC配分については、暫定的に令和2年と同じ5.7万トンと設定されております。都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「若干」ですが、表記が見直され「現行水準」となっています。

次に、5ページ「するめいか」をご覧ください。道における配分の考え方を記載した資料ですが、「するめいか」への配分はこれまで同様ですが、表記が見直され「現行水準」となっています。国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3ヵ年の最大では、令和1年が5,064トンの実績となっており、全道採捕量のほぼ半数が根室管内での待ち網漁業（定置）による採捕量となっております。

資料１－２の６ページ別紙２をご覧ください。「漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について「すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群」をご覧ください。２．今後の取扱いをご覧ください。（１）につきましては、すけとうだら太平洋系群について、大量来遊により１万トンが追加される場合のことを記載しているもので、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分することが記載されております。（２）で、すけとうだら日本海北部系群について、未利用分の繰り越しに伴う追加があった場合について記載したもので、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することが記載されております。（３）大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通に伴う数量の譲受については、全量を北海道の留保枠とする。（４）に（１）から（３）までの追加配分について、いずれも知事の裁量の余地のない機械的な変更であり、TAC配分量を迅速に増やし、円滑な操業を確保するため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいとのことです。以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

北海道の資源管理方針案は、国の基本方針に則して定めるものですが、内容については、現在の道計画の作りをできる限り踏襲するなどし、漁業現場が混乱しないよう取り進めて参りますので、海区漁業調整委員会でのご審議の程、よろしくお願い申し上げますとのことでした。

松居会長

ただいま、事務局から議案第１号に関する説明がありました。

このことについて、御意見、御質問等がございましたらご発言をお願いします。

森委員

はい。

松居会長

はいどうぞ。

森委員	まぐろの関係で、遊漁者に対しては、あくまでも協力を要請するというその一言なんだよね。遊漁をストップさせるという文言になってねえんだよ。
松居会長	まぐろについて、さっき口頭での説明の部分をもう一回お願いします。
神崎局長	はい。広域漁調でこれから審議されるということで、口頭ということだったんですけど。2月4日道府県担当者会議で、説明があったということで。今後の予定として、くろまぐろの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示を発出、その内容は、・小型魚の採捕禁止し、リリースの対象とする・大型魚の採捕実績の報告の義務づけ、数量管理へ移行・委員会指示に基づく承認を受けない者が販売するくろまぐろを取り扱わないように市場関係者に要請・これらによる運用と周知を図る。・本格的な資源管理制度に移行。ということで、3月10日に再度都道府県会議が開催され、その説明がある予定となっています。さらに、3月16日、3月18日に広域漁調が開催されてこの中で審議されていくというように聞いています。
新山係長	若干、補足させていただきます。ただ今、森委員から御質問のあった内容についてですが、昨年までの計画では、採捕禁止命令が遊漁者にも及ぶということが記載されておりました。森委員のご指摘は、昨年は遊漁者も停止させるということだったのに、今年是要請に留まるのか、という主旨かと思えます。この理由ですが、昨年施行された新漁業法においては、枠配分のない遊漁者は、停止命令の対象とすることができなくなるという、改めたの見解が示されました。水産庁は、これを補い担保する上でも、事務局長から説明のあったとおり、広域漁調で委員会指示をし、その後、国による規制を行っていくということときいております。
三上委員	ここに、採捕の実態が明らかでないと書いてある。明らかだっけよ。こん

な文言入れる必要ねえんでねえの。明らかでないなんて、明らかだべさ。おかしくねえか。

新山係長 まさに、国の方針にそった内容となっております。

三上委員 だから、国がおかしくないか。明らかだもん。だから、こんだけ騒いでいるんだもん。

新山係長 数量がどれくらいかというのをもっと詳しく調査していかなければならない。それを元に遊漁者への規制ということで、あくまで一般の方が対象となりますので、そういった根拠をもってやっていくこととなります。

松居会長 数がはっきり出てくるまでには、法律できちっと抑えていかないと調べようがないんでしょ、今の段階で。だからその法律をつくりなさいということをお願いしているということでしょ。

新山係長 はい。繰り返しになりますが、小型魚については委員会指示で遊漁者も採捕できなくなる、大型魚については、採捕する場合、報告を義務化することです。それによって数量を把握しながら大型魚の一定程度の規制というのを検討していくという状況です。

森委員 一歩前進したという考え方の方が良いということでしょ。

松居会長 ただ、何年かかるかね。5年6年では遅い。あと宜しいでしょうか。

阿部委員 漁業者の場合は、一気に規制をかけられた。遊漁者は、数量が設定されない。そういう人たちを何年もかけて守っている。そのうち、国際のTACだ

って、はずされるかもしれない。そうすれば、そういった規制を受けない。そういうことがないように願いたい。漁業者をもう少し守っていかうと思ったら、強い意向でやっていかないと。

各委員 はい。

松居会長 御意見、御質問がないようですので、知事から諮問がありました道計画の変更については、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 「異議なし」

松居会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。
次に議案第2号の「小型さけます流し網漁業の制限措置の内容について(答申)」を水産課より説明いたします。

新山係長 これまで、何度か渡島海区漁業調整委員会で制限措置の内容について、説明させていただいておりましたが、この関連で今回も諮問させていただきます。経過がございますので、先に説明させていただきます。

小型さけ・ます流し網漁業は、従前から船舶隻数の最高限度及び申請期間について、北海道知事が北海道連合海区漁業調整委員会に諮問してきたところでございます。そのため道としてはこれまで同様の手続きを行ってまいりました。昨年12月1日付けで公示をしているという内容でございますが、しかしながら、今回諮問があったというのは、水産庁から道に対して漁業法第58条には関係海区漁業調整委員会と規定されているため、単海区漁業調整委員会にも諮問する必要があるとの指導があり、今般、改めて関係海区漁業調整委員会に対して北海道知事から諮問があったものです。

それでは、諮問内容について説明します。漁業法等の一部を改正する等の法律附則第8条の規定に基づき、改正法による改正後の漁業法第57条第1項の許可を受けたものとみなされる許可、「見なし許可」に係る制限措置に関し、新漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づくものです。制限措置の内容の左側から説明します。

(1) 漁業種類は小型さけ・ます流し網漁業。(2) 操業区域は非常に細かく書いてありますが、法改正に伴いまして具体的に明記しなければならなくなり、特に、これまで、制限又は条件で整理していた道東の「さけ・ますライン」というものも、明示するという内容になっております。区域が拡大したり縮小したりするものではありません。(3) 漁業時期はこれまでと同じ期間となっています。(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数。現在、許可を発出しているトン数階層ごとに船舶の数です。(5) 船舶の総トン数。これまでの扱いとは、基本的な変更はありません。(6) 漁業を営む者の資格。胆振、日高、十勝、釧路及び根室のいずれかの総合振興局又は振興局管内に住所を有する者、太平洋小型さけ・ます漁業協会に所属する者。備考欄には階層区分、5トン未満、10トン未満と旧トン数区分が示されております。二枚めくりまして、さけますラインの操業区域の概念図となっております。説明については以上となっております。

松居会長

ただいま、水産課から議案第2号に関する説明がありました。

このことについて、御質問や御意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

松居会長

御意見、御質問がないようですので、知事から諮問がありました「小型さけます流し網漁業の制限措置の内容について」は、当委員会として適当であ

る旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

松居会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に議案第3号の「制限措置の内容等について（答申）」を水産課より説明いたします。

新山係長

引き続き、知事許可漁業に係る制限措置等についての諮問となります。

資料3を使って説明させていただきます。資料は2冊あり、それぞれ、本庁処分と振興局処分となっております。

まず、道の方からきている諮問について、資料をめくっていただき、渡島管内の欄をご覧ください。今回はいか釣り漁業の道外者分といるかの突棒漁業が本委員会に関係する漁業となっております。もう1ページめくっていただきますと、字が細かくて申し訳ございません。こちらがいか釣り漁業の道外者分に係る制限措置の内容ということでございます。

漁業種類はいか釣り漁業。操業区域は従前と変わりません。漁業時期はこれまでと同じ期間となっております。船舶等の数。現在、許可を発出しているトン数階層ごとに船舶の数です。船舶の総トン数。これまでの扱いとは、基本的な変更はありません。漁業を営む者の資格ということで青森県に住所を有する者。今回は更新の時期ですので、新規の許可ということで、申請期間を記載してございます。申請期間は令和3年3月22日から令和3年4月21日までの1ヶ月です。

もう2枚めくっていただきまして、こちらには操業区域のパターンが記載されております。許可毎に海域が異なりますので、こういった構成になっております。例えば青森県のある許可については、日本海海域、利礼文海域、石狩・後志海域ということです。それと同様に公示をさせていただくという

ことになってございます。

また、次のページをご覧ください。こちらはいるか突棒漁業でございます。こちらについて、操業区域は従前と同じ。漁業時期も変わりません。船舶等の数は、釧路3隻、オホーツク3隻、20トン未満の現有許可数と同様の内容です。申請期間は令和3年6月1日から令和3年6月30日までの1ヶ月です。次の資料は旧取扱方針を参考として添付しているので、後ほどご覧ください。

次に、振興局処分に係る資料を説明させていただきます。諮問文は先ほどと同様の内容で、裏面、漁業許可の一覧表にあります。今回は、うに、なまこの小型機船底引き網漁業と、火光を利用するいかなごの敷き網漁業についてです。こちらが5月末に現有許可の有効期間が切れることから、更新に伴いまして今回公示するものとなってございます。

小型機船底引き網漁業は、漁業権漁業に重ねて許可すう形となっておりますので、船舶の数は「定めない」としております。

漁業種類は小型機船底引き網漁業うに、なまこ。操業区域はそれぞれの漁業権漁場区域。漁業時期は現行と同じ期間となっています。先程も申しましたが、船舶等の数は定めない。船舶の総トン数は行使規則での制限もございまして全て10トン未満です。漁業を営む者の資格は、ア渡島総合振興局管内に住所を有する者。イ操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は当該漁業権または組合員行使権を有する者。申請期間は船舶の定めがございませんので、毎月末日まで受け付ける。随時許可が出来るようになっております。

次のページをご覧ください。火光を利用する敷き網漁業（いかなご）です。操業区域はそれぞれの漁業権区域。漁業時期は7月あるいは6月からということで現行と同じ期間となっています。船舶等の数は漁協さんの要望を伺い、調った上で定めております。全体では2隻減ったのですが、基本的には要望のあった隻数を記載してございます。船舶の総トン数は10トン未満です。

漁業を営む者の資格は、渡島総合振興局管内に住所を有する者。申請期間は4月1日から4月30日です。備考欄には制限条件等が書いてございますが、従前と同様のものとなっております。

一枚めくりまして別紙、許可等の基準です。これは、先ほどと同様の内容となっております。隻数制限以上に、申請があった時の優先順位ということで、申請者区分毎に優先順位を定めています。1位から5位まで基準を設けまして、基本的に許可を持っている人を優先するという内容になってございます。仮に新規であっても、同種漁業の経験を有している者を湯煎するという内容となっております。こちらに関しましては基準は公平でなければならないとされておりまして、全ての許可漁業で共通した内容としてございます。

資料の最後に制限措置の取扱いを添付しているので、後ほど参照していただければと思います。説明は以上です。

松居会長

ただいま、水産課から議案第3号に関する説明がありました。

このことについて、御質問や御意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

松居会長

御意見、御質問がないようですので、知事からの「制限措置の内容等については、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

松居会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

各委員

「異議なし」

松居会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、議案第4号の「まぐろはえなわ漁業の委員会指示について」を事務局より説明いたします。

河合専門主任

それでは、座って説明させていただきます。

資料4をご覧ください。令和3年2月5日付けで、津軽海峡まぐろはえなわ漁業協議会から、漁場利用の円滑な調整と紛争の未然防止を図ることを目的に、漁業法第120条第1項に基づく委員会指示の発動について、要請を受けたものであります。

委員会指示の内容でございますが、2ページをご覧ください。こちらが、委員会指示の新旧対照表となっております。左側が令和3年（案）、右側が令和2年でございますが、委員会指示の変更点は、年のみとなっております。

5ページ、6ページが委員会指示全文、7ページが海域図となっております。8ページをご覧ください。こちらが、まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領の新旧対照表でございます。左側が令和3年度（案）、右側が令和元年度でございますが、変更点は、年月日のみです。

10ページが事務取扱要領の全文となっております。11ページ～19ページは各種様式です。詳細は、後ほどお目通し願います。20ページをご覧ください。こちらは、平成29年度から令和2年度の海峡まぐろはえなわ漁業の水揚げをとりまとめたものです。令和2年度は漁獲尾数452尾で、重量約48トン、金額約1億9500万円となりました。

最後に21ページをご覧ください。こちらは委員会指示に関する評価調書でございます。当委員会事務局と渡島総合振興局産業振興部水産課が検討した結果、委員会指示の発動は妥当であり、見直しの必要なしと判断いたしました。

た。なお、検討結果の詳細については、２２ページから２３ページとなっておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

松居会長

ただいま、事務局から議案第４号に関する説明がありました。

このことについて、御意見、御質問等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

松居会長

御意見、御質問がないようようですので、議案第４号については、漁業法６７条第１項の規定による委員会指示の発動をいたしますが、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」

松居会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、協議事項の「令和３年度いか釣漁業と沿岸漁業との操業協定」の一部変更について、を事務局より説明いたします。

神崎局長

協議資料をご覧ください。

これは、胆振海区漁業調整委員会から提出された協定の改正要望です。

協定の改正については、毎年、道南連合海区の会長から関係海区委員会へ改正要望について照会があり、各海区ごとに要望を取りまとめ、道南連合海区にて協議、決定し、協定会議に提出することとなります。

今回提出のあった改正要望は、昨年の日高海区からの要望に続き、胆振海区から同様に胆振海域におても「ハシ針」の使用禁止とすることを協定条文

に加えてほしい、というものでございます。

要望理由ですが、表の一番下の欄に記載されていますとおり、胆振管内では、1年を通して各種刺し網漁業が操業されており、従前より、落ち針による漁業被害が確認されている。

近年は、苫小牧沖に漁場が形成される傾向があることから、イカ釣り船（外来船）がこの海域に集中し、ハシ針を使用する船が増加している状況であり、このため、地元の漁協では、日高海域同様、胆振海域でのハシ針の使用自粛を要請・周知しているが、一向に被害が収まらないため、漁業者からの苦情が急増している。

ハシ針が刺し網等に絡むと他の針より撤去に時間を要し、漁業経営にも大きな影響を及ぼし、また、今後これ以上漁具被害が拡大しないよう、ハシ針の使用を禁止したいとのことです。

この改正要望につきまして、管内各漁協及び函館渡島いか釣り漁業協議会に意見照会を行ったところ、特に意見等はありませんでした。

参考資料として、4ページ以降に協定の新旧対照表を添付していますが、要望のあった条文は、8ページのとおり「第3の（8）」として追加されることになります。

説明は以上でございます。

松居会長

ただいま、事務局から協議事項の「令和3度いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定」の一部変更について説明がありました。委員の皆さまから意見を伺う前に佐藤会長の方から、補足説明をお願いします。

佐藤会長

ただいまの局長の説明した通りでございます。昨年が日高、今年が胆振ということで、渡島の方の意見としてはもう少し使わせてもらいたいという意見もあったんですけども、それも叶わずこういう形となりましたので、よろしくをお願いします。

松居会長	はい。ありがとうございます。それでは皆様のご意見を伺いたいと思います。
上見委員	はい。
松居会長	はいどうぞ。
上見委員	去年あたりは、全くハシ針で操業していないのに、被害があったようなことが書かれている。おかしい。やってるよう文言になってるけども、全くやっていない中で、あたかもやっているような。そういう書き方でどうなの。
松居会長	全く使っていないということであれば、変更してもよろしいということですね。
上見委員	変更しても良いんだけども、ただ、やってるような文言になってるからどうなのか。でも、やってないんだ。
松居会長	はい、その他にありませんか。
各委員	ありません。
松居会長	ご意見がないようですので、操業協定の一部変更については、渡島海区としては意見なしということで決定させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	「異議なし」

松居会長	それでは、そのように決定させていただきます。
各委員	はい。
松居会長	本日予定されていた議案は全て終了いたしました。その他で何かありませんか。
大島課長	はい。
松居会長	はいどうぞ。
大島課長	本日第21期渡島海区漁業長委員会の最後の委員会ということで、渡島総合振興局から委員の皆様へ一言、お礼を申し上げたいと思います。 今期の委員会におきましては、特に5年に一度の区画、定置漁業権の一斉切替があり、委員の皆様におかれましては、豊富な経験と知見を十分に発揮して頂き、また多大なご苦勞をおかけしましたが、お陰様で、円滑に免許をすることができました。また、管内における漁業調整や漁業振興に、常日頃からご尽力されたことに心からお礼を申し上げます。 今後も、渡島管内の漁業が永続的に発展しますことと、委員の皆様方の益々のご健勝を祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。これまで、ありがとうございました。
松居会長	ありがとうございました。 他にないので、これで、本日の委員会は終了いたします。